

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (1) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(ア) 新築されたもの

(イ) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(ウ) 新築されたもの

(エ) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(オ) 新築されたもの

(カ) 建築後使用されたことのないもの
- (2) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
- (キ) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
- (ク) (キ) 以外

の規定に基づき、次の家屋 { 年 月 日 { (1) 新 築 } (2) 取 得 } がこの規定に
該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家 屋 の 所 在 地	朝霞市 番地
家 屋 番 号	番
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売 買 (2) 競 落
備 考	